

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 地域交流部 港湾課

法令名	公有水面埋立法	法令番号	大正10年法律第57号
手続名	無免許の工事に対する処分	根拠条項	法第36条
処分基準	無免許埋立に至った事由、無免許埋立による損害又は影響の程度、その他関係する原因を勘案し判断する。		
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 交付機関